

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の項中

「

大阪市補償審査委員会	公共用地の取得及び土地区画整理事業に伴う建物及び工作物の移転及び除却に係る適正な損失補償の評定に関する事務
------------	---

」

を

「

大阪市補償審査委員会	公共用地の取得及び土地区画整理事業に伴う建物及び工作物の移転及び除却に係る適正な損失補償の評定に関する事務
大阪市特区地域進出等事業計画認定審査会	市長の諮問に応じ、大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定等に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務

」

に改め、同条の次に次の1条を加える。

（共同設置の附属機関）

第1条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により他の普通地方公共団体と共同して設置する執行機関の附属機関として、次のとおり附属機関を置く。

附属機関を共同して設置する他の普通地方公共団体	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
大阪府	市長	大阪府市新大学構想会議	本市及び大阪府における公立大学の在り方についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
		大阪府市都市魅力戦略推進会議	本市及び大阪府における都市の魅力の推進に関する施策についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
		大阪府市エネルギー戦略会議	本市及び大阪府のエネルギー戦略についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務

第2条中「前条」を「第1条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成24年12月1日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	省 略	省 略
	大阪市補償審査委員会	省 略
	大阪市特区地域進出等事業計画認定審査会	市長の諮問に応じ、大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定等に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略

(共同設置の附属機関)

第1条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により他の普通地方公共団体と共同して設置する執行機関の附属機関として、次のとおり附属機関を置く。

附属機関を共同して設置する他の普通地方公共団体	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任意務
大阪府	市長	大阪府市新大学構想会議	本市及び大阪府における公立大学の在り方についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
		大阪府市都市魅力戦略推進会議	本市及び大阪府における都市の魅力の推進に関する施策についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
		大阪府市エネルギー戦略会議	本市及び大阪府のエネルギー戦略についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務

(委任)

第2条 前条 に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は

第1条

、その附属機関の属する執行機関が定める。